

岩手県選挙管理委員会告示第90号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第5項の規定により平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成19年7月12日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

- 1 場所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁4階特別会議室
- 2 日時 平成19年7月13日午後6時30分